

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 久保 茉莉子

本論文は、1920年代・1930年代の中国における刑事司法について、制度と実態の両側面から考察したものである。論文の本体は大きく二つに分かたれ、第一部では南京国民政府時期における刑事司法制度の形成を扱い、第二部ではその実態について考察している。

まず第1章では、刑法および刑事訴訟法の制定について論じている。南京国民政府が成立してまもなく1928年に刑法および刑事訴訟法が制定され、さらにそれらが1935年に改正されるに至る経緯を明らかにした。第2章では、いわゆる新派の刑法理論が中国に導入され、期限を定めずに犯罪者を拘禁して更生をはかる「保安処分」の規定が刑法に含められたことが、罪刑法定主義との葛藤をもたらした点について論じる。第3章では検察制度が、その存続の是非を含めて多様な議論を惹き起こしていたことに注目し、国家による公訴の制度が導入されたことの歴史的意味を考察した。これに対し、第4章では、犯罪の被害者やその家族が訴追を行う自訴制度に焦点をあてて、その導入過程を明らかにした。以上が第一部を構成する。

第二部では、司法の実態を統計や具体的事案を通じて分析した。第5章では、検察官の人事配置と彼等の実際の役割について考察を進めた。第6章は、自訴制度がどのように運用されていたのか、受理数の統計と事例分析を通じて、検察による公訴との関係も含めて分析した。最後に第7章では、1929年に上海で発生したある殺人事件を事例として詳しく司法の過程を解明することをめざし、捜査から判決に至るまでの実情を論じた。

本論文は、中国の文書館に所蔵される法院文書を精力的に収集し、また司法関係の統計や当時の法学者の著作・論説にもとづいて、当該時期の刑事司法について、制度と実態の両面から解明した労作と評価できる。とくに、西洋近代的な法観念にもとづいて的確な裁判を行おうと努力していた司法官と、旧来の意識にもとづいて公正な裁きを願う被害者や被疑者の家族、そしてその間にあって文書の作成などの役割を果たしていた弁護士といったそれぞれの立場の人々の動きによって当時の刑事司法が規定されていたことを具体的に論じたのは、大きな貢献と言えよう。

検察の起訴率と判決の有罪率との相関性が実態としてあったか否か、公訴における原則は起訴法定主義と起訴便宜主義のいずれがとられていたのか、清代の法秩序との連続性と断絶性をいかに理解するかなど、いっそうの考究を要する部分も含まれているとはいえ、本論文で達成された成果の大きさに基づいて、審査委員会は博士（文学）の学位を授与するにふさわしいと判断する。